

## <MaOI - PARC>

# 研究活動の手引き

## I 研究倫理

- ・ 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学と研究機関の信用を著しく損ねるものです。MaOI - PARC（以下「PARC」という。）の共同ラボ利用者は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。）」及び所属機関の規程等に従い、研究開発データの管理を厳とし、不正が生じることがないように努めてください。
- ・ 研究成果報告に関しては、知的財産権の確認を間違いなく行い、適切に発表してください。

## II 研究活動一般の注意点

- ・ 研究開発の中で生じうる事故の危険性および対策案を、計画段階から事前によく検討してください。
- ・ 使用する機器や薬品等に付属のマニュアルを注意深く参照し、管理・取扱いには十分注意してください。初めて使用する機器・薬品は、取扱いについて使用経験者に事前に確認してください。
- ・ 本共同ラボは同時に複数団体の利用が想定されます。各自が持ち込んだ機材、消耗品及びサンプル等は適切に管理してください。
- ・ 研究活動に係る物品について、盗難にあい、又は損傷・紛失したときは、速やかに当機構に報告してください。
- ・ 白衣、手袋や保護メガネ等、保護器具を適切に使用し、人体への影響を最小限に留めてください。
- ・ 重大事故防止のため、単独での実験は可能な限り避けるようにしてください。

## III 化学物質の取扱い

### 1 化学物質

- ・ この手引きにおいて、化学物質とは薬品（薬品及びそれらの混合物（それぞれ一般の生活に供するもの、感染性を有するもの、放射性物質を除く。))並びに高圧ガスをいいます。
- ・ 化学物質の取扱いについては、関係法令（別表）、各所属機関の安全管理規程等及び本手引きに従って、適切に行ってください。

### 2 責任者

- ・ 利用責任者は、化学物質の盗難、紛失、漏洩等に留意し、適切に管理するとともに、PARC 内で研究活動に従事する各所属の職員（以下、「研究従事者」という。）に対し、化学物質の取扱い方法及び管理に関し適正な指導を行ってください。

- ・ 利用責任者は、研究従事者の健康を適切に管理するため、関係法令等に従い、必要に応じて研究従事者に対する健康診断及び作業環境測定等を実施してください。

### 3 危険物の保管・管理

- ・ PARC内で行う危険物は、全て、共同ラボ室内に設置する危険物保管庫において保管します。
- ・ 危険物保管庫の維持管理は当機構が行うこととし、当機構は、同保管庫内に保管する危険物の量が消防法第9条の4に基づき危険物の規制に関する政令で定める数量（以下「指定数量」という。）を超えないよう適切に管理するものとします。
- ・ 共同ラボ利用者が実験で危険物を使用する場合は、原則当機構が準備し、その実費を請求するものとしますが、それによりがたい場合は持ち込みたい危険物の種類・量を事前に申出の上、当機構の承認を得てください。
- ・ 危険物保管庫の開閉は、当機構立ち合いの下に行いますので、使用の際は事前に申し出てください。
- ・ 使用のために危険物保管庫から持ち出す危険物の量は、必要最小限としてください。

### 4 危険物以外の化学物質の保管・管理

- ・ 実験で使用する薬品等を共同ラボに持ち込む場合は、その種類・量を事前に申出の上、当機構の承認を得てください。
- ・ 当機構が所有する薬品等をお使いいただくことも可能ですが、その実費を請求いたします。
- ・ 保管にあたっては、所属を印字したラベルを貼付し、適切に管理してください。
- ・ 保管場所は当機構の指示に従ってください。

## IV 遺伝子組換え実験

- ・ 研究活動において遺伝子組換え生物を用いた実験を行う場合は、関係法令及び各所属機関の組換えDNA実験安全規程等に基づき、遺伝子組換え生物等が拡散することがないように、適切に実施してください。

## V 廃液の処理

- ・ PARCの流しからの配管は地下にあるため、漏洩等の点検は非常に困難です。地下水汚染及び土壌汚染防止の観点、法令遵守のため、関係法令で規制される化学物質を含む実験廃液は、絶対に流しに流さないでください。
- ・ 酸・アルカリ・有機溶媒などの有害物質を含む実験廃液及び実験器具の1次、2次洗浄液は、流しには流さず、所定のタンクに貯蔵してください。（別途機構が産業廃棄物として処理します。）

## VI 緊急時の措置

- 火災等災害発生時は、当機構に直ちに通報してください。
- 前項の場合において、施設内の人の生命若しくは身体の安全の確保又は施設若しくは研究素材の被害軽減のため緊急を要するときは、可能な範囲で応急措置を行ってください。
- 有害物質を洗い落とし、化学反応などによる発熱を抑え、被害を最小限にとどめるために、共同ラボ内に洗眼器を、共同ラボ出入口、直近に緊急シャワーを設置しています。緊急時には適切に使用してください。
- 化学物質に起因する火災、爆発等又は化学物質の飛散、漏洩、流出等による健康障害若しくは環境汚染が生じ、または生じるおそれがあるときは、傷病者の介抱や二次被害対策を行ってから、ただちに他の共同ラボ利用者と当機構に報告してください。

### 附則

この手引きは、令和2年11月26日から施行する。

### 附則

改定後のこの手引きは、令和3年10月4日から施行する。

別表(Ⅲの1 関係)

化学物質の分類	根拠法令
危険物	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）別表第 1 の品名欄に掲げるもの
高圧ガス	高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条及び第 3 条に規定するもの
第一種 PRTR 法指定化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成 12 年政令第 138 号）別表第 1 に掲げるもの
第二種 PRTR 法指定化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第 2 に掲げるもの
毒物	毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）別表第 1 並びに毒物及び劇物指定令（昭和 40 年政令第 2 号）第 1 条に掲げるものであって、医薬品及び医薬部外品以外のもの
劇物	毒物及び劇物取締法別表第 2 並びに毒物及び劇物指定令第 2 条に掲げるものであって、医薬品及び医薬部外品以外のもの
特定毒物	毒物及び劇物取締法別表第 3 並びに毒物及び劇物指定令第 3 条に掲げるもの
特定化学物質	労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第 3 に掲げるもの
有機溶剤	労働安全衛生法施行令別表第 6 の 2 に掲げるもの
有害物質	水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）第 2 条に掲げるもの
農薬	農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）